

ふるさと応援寄付の
活用状況(平成23年度)
平成22年度にいただいた寄付金を活用

ふるさと子ども支援



ファミリー・サポート・センターの
相談指導事業に助成しました

ふるさとまちづくり支援



中心市街地の活性化のため、まちな
なかよかこフェスタの開催費用の一部
を助成しました

ふるさとスポーツ・文化振興支援



民俗芸能の保存・伝承のため、弥
五郎どんまつりの開催費用の一部を
助成しました

ふるさと特別支援



口蹄疫対策用の看板やのぼり旗、車
両用マグネットを作成し、防疫意識
の啓発を行いました

ふるさと納税制度で 都城を応援してください。

「ふるさと」への

思いをかたちに

ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという思いを、寄付という形で実現できる「ふるさと納税制度」が始まり、5年目を迎えました。

頂いた寄付金は、①ふるさと子ども支援、②ふるさとまちづくり支援、③ふるさと環境支援、④ふるさとスポーツ・文化振興支援、⑤ふるさと長寿支援、⑥ふるさと特別支援(口蹄疫対策・災害対策など)の6つのメニューに活用します。

平成23年度は総額333万8、178円の寄付を頂きました。ふるさとへの温かい支援、ありがとうございます。

都城市ふるさと納税応援団

市では、寄付した人を都城市ふるさと納税応援団として登録し、寄付の状況や寄付を活用して行った事業を毎年報告しています。また、前年度の寄付者を対象に、都城の特産品を詰め合わせた「都城ふるさとセット」が当たる抽選会を行っています。

この機会に都会で暮らす家族や友人などに、ぜひ都城市ふるさと納税応援団を紹介してください。

税控除について

2,000円以上の寄付をした人は、税控除の対象となる場合があります。具体的には、自治体へ寄付をした場合、寄付をした金額のうち2,000円を超える額に

ついて、個人住民税所得割額のおおむね1割を上限として、所得税と住民税から合わせて控除されることになります。

申込方法は？

「都城市ふるさと応援寄附申出書」(市のホームページから取得可能)に必要な事項を記入し、ファクス、郵送(〒885-8555)またはメールで経営戦略課に提出してください。入金方法は納付書による納付、または口座振込を選択することができます。

なお、インターネットの利用ができない人については、郵送またはファクスで申出書を送付します。

◎問い合わせ 経営戦略課
☎ 23-21115
FAX 23-20006

自然豊かな

生活環境を守りましょう



市では、都市環境基本計画に基づき自然豊かな生活環境を守るため、次の4項目を中心に取り組んでいます。豊かな自然環境を守るためには、市民の皆さんの協力が不可欠です。植林や河川の清掃、ごみ拾いなどのボランティア活動への積極的な参加や協力をお願いします。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

◎地球温暖化を防止しましょう

市では、市役所南別館屋上に太陽光発電、都城市リサイクルプラザに風力と太陽光発電のハイブリッド街灯を設置して再生可能エネルギーの利用に取り組んでいます。また、庁舎内の室内温度を夏は27・5度、冬は21度に設定したり、エレベーターの稼働を減らし、階段利用をすすめたりするなど、節電にも取り組んでいます。

市民の皆さんも家庭や職場で節電に取り組んだり、バスや電車などの公共交通機関を積極的に利用したりするなど、地球温暖化防止に取り組みましょう。

▶ハイブリッド街灯

自然環境を守るため、ごみのポイ捨てや不法投棄などは、絶対に行わないようにしましょう。

◎きれいな水を守りましょう

市では、きれいな河川環境を守るため公共下水道・農業集落排水設備への接続や、合併浄化槽の設置を促しています。

風呂や台所の汚水は、最終的に河川に流れていきます。環境に負荷をかけないためにも天ぷら油などは流さず、古布などに染み込ませて、燃やせるごみに出しましょう。

◎自然を守り育てましょう

市では、豊かな自然環境の保全のため、野生生物や山林の保全、食害動物の駆除、外来生物飼育・栽培の適正指導、水源地の保全などに取り組んでいます。

◎ごみ出しのルールを守りましょう

燃やせるごみで出されたものを調べてみると、まだまだ、燃やせないごみが混入していて、ごみ置き場を管理している公民館などはその対応に苦慮しています。

市の指定ごみ袋は、燃やせるごみ、燃やせないごみのどちらでも使える「指定ごみ袋(青)大・中・小」と、「燃やせないごみ袋(赤)大」の4種類です。

マナーやルールを守って、より一層のごみ分別をお願いします。

ごみの減量方法

- ① 生ごみ処理機やコンポストなどを利用して生ごみを肥料化し、花壇などに使用しましょう
- ② 買い物をする時はレジ袋を断り、マイバッグを使いましょう
- ③ 不用品は、リサイクルプラザなどに引き取ってもらうなど、リサイクルをしましょう

環境まつりを開催します

●日時 10月27日(土) 10時～
●場所 リサイクルプラザ

自然の優しさと厳しさを感じてほしい

どんぐり1000年の森をつくる会では、平成8年からドングリの森を再生し、豊かな自然環境を未来へつなげていこうと活動しています。今まで、たくさんの人の援助や協力を得て、ドングリの木約14万本を植栽しています。



どんぐり村こども自然塾(上水流町) 佐土原 裕一さん

平成22年12月には、地主の好意により無償で貸してもらった3haの山林を、子どもの創造性を高める遊び場所「どんぐり村こども自然塾」として整備しました。「どんぐりの森図書館」を中心としたこの自然塾で、子どもたちはブランコなどの遊具を自分たちで作ったり、タケノコを焼いて食べたりしながらいろいろな体験をしています。自分の責任で自由に遊ぶことで、自然の優しさと厳しさを両方感じ取って、たくましく育ってほしいと思っています。

8月26日には、「森のお菓子づくり&コンサート」を開催しますので、ぜひ、遊びに来てください。



あなたのペットは大丈夫？ ～僕健康と管理をお願いします～

生涯一回の登録と狂犬病予防注射

感染すると、人も犬も死に至る恐ろしい病気「狂犬病」。その治療法は、現在でも解明されていません。

「屋内飼いだから」「おとなしいから」などの理由で、予防注射の接種を怠ると、人も犬も狂犬病に感染してしまうことにもなりかねません。

このことから、犬を飼うには生涯に1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

登録の申請

環境政策課または各総合支所市民生活課で受け付けています。

※1頭当たり
3,000円

狂犬病予防注射

愛犬にまだ注射を受けさせていない人は、最寄りの動物病院で注射が受けられます。

※1頭当たり
3,000円



(年度で色が異なります)



ペットを飼うときのマナー

犬や猫などのペットの飼い方について、次のような苦情が寄せられています。

○道路に犬のふんが落ちています

○掃除をしても、またすぐに近所の猫が庭などにふんをする

○子猫が捨てられている

このような苦情は、飼い主がマナーを守ること、解決されるものがほとんどです。

快適なペットライフは飼い主の心掛け次第です。

猫は屋内飼いが基本



猫は、屋内で飼うことで、他人の土地を汚してしまうなどの近所とのトラブルを未然に防ぐことができます。

野良犬や野良猫を増やさないで

飼い主のいない動物は、ごみ置き場を散らすなど、近所の人に被害や迷惑を掛けます。

野良犬や野良猫を増やさないために、無責任な餌やりは慎みましょう。

また、飼い主のいない犬や猫を増やさないためにも、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

災害に備えて

避難所を利用するときは

市が災害の時に開設する避難所は、地域の人がみんなで利用する施設です。避難所を利用するときは、室内（建物内）には、犬や猫などのペットを持ち込むことはできません。

緊急時に預け先を探すのは困難です。避難する時に慌てないように、事前に親戚や知人など、預け先を見つけておきましょう。また、連絡先を記入した首輪や迷子札、餌、ケージ、リードなど、必要なものを準備しておきましょう。



都城保健所から 迷子犬が増えていきます

いなくなった犬を探しやすくするために、鑑札と注射済票は、首輪に付けてください。保健所で犬を預かることができます。日数には限りがあります。犬がいなくなったら、すぐに保健所に連絡ください。

また、都城保健所では、飼い犬のしついで困っている人を対象に犬のしつけ方指導を随時行っています。事前の予約が必要です。電話で申し込んでください。

環境政策課
都城保健所
☎23-2130
☎23-4504

ペットを飼うということは、動物の命を預かることにほかなりません。飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるよう配慮することはもちろん、近隣に迷惑を掛けないようしっかりと管理する責任があります。この機会に、ペットを飼うためのルールやマナーについて確認し、快適なペットライフになげましましょう。

◎問い合わせ

毎月第3日曜日は



家庭の日

県では、家庭で子どもと触れ合う時間を増やしてもらおうと、毎月第3日曜日を家庭の日と定めています。

また、親と子の心の触れ合いや家族一人一人の役割について理解を深めてもらうため、優待券を発券しています。優待券を利用して、家族の絆を深めてみませんか。

◎問い合わせ 生涯学習課

☎23-9545

●お得です！ 優待券

家庭の日に18歳未満の子どもを連れて、協賛施設を利用するとき、優待券を使うと、各種料金の割引や子どもへのプレゼントなど、いろいろなサービスが受けられます。出掛けるときは優待券を持参ください。



●協賛施設や店舗

市内では、都城島津邸などの文化施設をはじめ、遊技場、飲食店など、協賛施設で優待券が利用できます。

詳しくは生涯学習課、各総合支所教育課に置いてある優待券の付いたパンフレットをご覧ください。また、パンフレットは宮崎県のホームページからも取得できます。



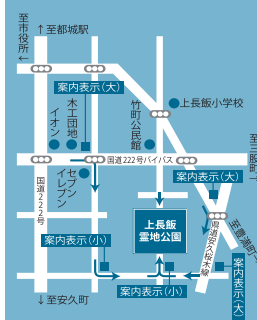
●協賛施設の募集について

協賛施設や店舗を募集しています。特に負担金や広告費は必要ありません。詳しくは、宮崎県こども家庭課へ問い合わせください。

◎問い合わせ 県こども家庭課

☎0985-26-7041

上長飯霊地公園の 墓地使用者を 募集しています



上長飯霊地公園の墓地使用者を随時募集しています。申し込んだ順番で区画を選ぶことができますので、希望の区画がある人は、早めに申し込みください。

◎問い合わせ 環境政策課

☎23-2130

上長飯霊地公園墓地の4つの特徴

①完全管理型の施設
周囲をフェンスで囲み、出入り口を制限。門扉の開閉時間を定めることで、いたずらや車上荒らしなどの犯罪を防ぎます

④公園を併設
公園、遊具を併設しています。また、利用者の休憩場所も設置しています

②人に優しい施設
高齢者や障がい者の利用に配慮して、駐車場から墓地までの段差をなくしています。また、施設内のトイレは、赤ちゃん連れや車いすの人も利用できます

③環境に配慮した施設
施設内の駐車場や雨水側溝は透水性のある材質でできていて、地下水保全に配慮しています

利用条件

次の3つの条件を満たす人

- ①市内に居住している人
- ②使用料と5年分の管理料を一括で納入できる人
使用料 400,000円
管理料 15,000円(5年分)
- ③墓碑などを3年以内に建立できる人

施設の概要

●所在地

上長飯町283番地

●総区画数 1,310区画

●区画面積 5㎡

●駐車場 57台

※うち障がい者用6台

開放時間

●3月～9月 6時～18時

●10月～2月 7時～17時

※お盆とお彼岸は開放時間を延長します